

世田谷区 都市計画法開発行為許可関係手数料額一覧

令和6年7月31日改定(令和6年6月21日公布)

事務内容	名 称 等	手数料額 (円)	
		改定前	改定後
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料		
	イ 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの		
	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額		
	(1) 0.1ヘクタール未満のもの	13,000円	13,000円
	(2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	34,000円	39,000円
	(3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	65,000円	76,000円
	(4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	133,000円	149,000円
	(5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	200,000円	225,000円
	(6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	261,000円	305,000円
	(7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	337,000円	370,000円
	(8) 10ヘクタール以上のもの	460,000円	497,000円
	ロ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの		
	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額		
	(1) 0.1ヘクタール未満のもの	20,000円	21,000円
	(2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	46,000円	51,000円
	(3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	100,000円	113,000円
	(4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	185,000円	204,000円
	(5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	307,000円	340,000円
	(6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	415,000円	457,000円
	(7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	521,000円	567,000円
	(8) 10ヘクタール以上のもの	737,000円	795,000円
	ハ イ及びロ以外のもの		
	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額		
	(1) 0.1ヘクタール未満のもの	131,000円	141,000円
	(2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	199,000円	215,000円
	(3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	292,000円	320,000円
	(4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	348,000円	379,000円
	(5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	525,000円	573,000円
	(6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	599,000円	654,000円
	(7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	746,000円	808,000円
	(8) 10ヘクタール以上のもの	1,004,000円	1,081,000円
都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料		合算額の限度額
	1件につきイからハまでに掲げる額を合算した額。ただし、その額が限度額を超えるときは、その手数料の額は、限度額とする。		1,004,000円
	イ 設計変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。		開発区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ、前項に規定する額の10分の1に相当する額
	ロ 新たに開発区域に編入されるもの		面積に応じ、前項に規定する額
都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		15,000円
	イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの		2,500円
	ロ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの		2,500円
	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額		2,500円
	(1) 1ヘクタール未満のもの		2,500円
	(2) 1ヘクタール以上のもの		4,000円
都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料		1通につき
			700円
都市計画法施行規則第60条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料		1通につき
			900円

世田谷区 宅地造成及び特定盛土等規制法許可関係申請手数料額一覧 令和6年7月31日制定 (令和6年6月21日公布)

事務内容	名 称 等	手数料額 (円)
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成・特定盛土等工事の許可申請手数料	
	切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額	
	(1) 500平方メートル以内のもの	20,000円
	(2) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	34,000円
	(3) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	54,000円
	(4) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	89,000円
	(5) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	123,000円
	(6) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	201,000円
	(7) 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	220,000円
	(8) 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	275,000円
	(9) 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	364,000円
	(10) 100,000平方メートルを超えるもの	533,000円
	土石の堆積工事の許可申請手数料	
	土石の堆積をする土地の面積に応じ、次に掲げる額	
	(1) 500平方メートル以内のもの	18,000円
	(2) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	28,000円
	(3) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	35,000円
	(4) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	54,000円
	(5) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	66,000円
	(6) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	121,000円
	(7) 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	134,000円
	(8) 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	163,000円
	(9) 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	207,000円
	(10) 100,000平方メートルを超えるもの	292,000円
宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく変更許可に対する審査	宅地造成等工事の変更許可申請手数料	
	イ. 設計の変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。	切土又は盛土をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積に応じ、前項に規定する額の10分の1に相当する額
	ロ. 新たに開発区域に編入されるもの	面積に応じ、前項に規定する額
	ハ. イ及びロ以外のもの	15,000円
東京都宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第5条第3項の規定に基づく盛土規制法調書の写しの交付	盛土規制法調書の写しの交付手数料	1 通につき
		700円
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	1 通につき
		900円

世田谷区 宅地造成等規制法許可申請手数料額一覧 平成19年4月1日制定

事務内容	名 称 等	手数料額 (円)
宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成工事の許可申請手数料	
	切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額	
	(1) 500平方メートル以内のもの	18,000円
	(2) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	31,000円
	(3) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	46,000円
	(4) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	74,000円
	(5) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	106,000円
	(6) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	172,000円
	(7) 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	188,000円
	(8) 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	243,000円
	(9) 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	331,000円
	(10) 100,000平方メートルを超えるもの	489,000円
宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく変更許可に対する審査	宅地造成工事の変更許可申請手数料	
	イ. 設計の変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。	切土又は盛土をする土地の面積に応じ、前項に規定する額の10分の1に相当する額
	ロ. 新たに開発区域に編入されるもの	面積に応じ、前項に規定する額
	ハ. イ及びロ以外のもの	15,000円